

国産困難等の確認申請書（T 1250）

「数量」及び「価格」欄には、その物品の輸入予定数量及び価格を記載するものとし、数種の物品から構成されている装置等の場合の数量は、「Set」又は「組」で記載し、構成する物品の明細書を別紙として添付する。また、価格は、CIFによることを原則とするが、CIF価格の記載が困難な場合には、他の建値によって記載しても差し支えない。

「用途」欄には、確認を受けようとする物品の用途を、例えば、「……機のエンジン油の汚染、変質等の測定用」等と記載する。

「使用場所」欄には、地上設備用の物品にあつては、これを設置する場所の住所及び名称を、また、機上装備用の物品にあつては、これを取り付ける航空機等が本拠としている場所の住所及び名称を記載する。

「製造者」及び「製造地」欄には、その物品の製造会社名並びにその製造工場の所在地及び国名を記載する。

「輸入の目的」欄には、この申請に係る物品を輸入して取り付ける航空機及び取付け箇所を記載するほか、その必要性、適合性及び利用価値等のほか、これを輸入することによって得られる効果を詳細に記載する。

「輸入予定時期」及び「輸入予定地」欄には、当該物品の輸入申告の予定年月日及び輸入申告予定地名（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出予定年月日及びその提出予定地名をカッコ書で併記する。）を記載する（例えば、令和〇〇年〇月上旬、羽田）。

「同種品又は類似品について承認の有無」欄には、確認を受けようとする新規発明品等が、以前にも同種又は類似品について確認を受けている場合に、その品名、数量、確認税関名、確認年月日及び確認番号等を、また、同一申請者が2以上の税関に対し同種物品の確認申請を同時に行っている場合には、その申請税関名及び申請年月日を記載する。

なお、該当がない場合には、「なし」と記載する。

「新規の発明品又は、本邦において製作困難であることの事由」欄には、新規発明品又は国産困難なものであること等の理由等を具体的に記載する。例えば、次のような要領で記載する。

(1) 同種又は類似の国産品がある場合

- (イ) 国産品の製造会社名、銘柄及び型式
- (ロ) 申請物品と国産品との性能、特徴及びその他の点における比較
- (ハ) 性能その他の点で根本的な相違があり、国産品ではその目的が達せられず、申請物品でなければならない理由

(2) 国産品が全くない場合

今後国産することを予定している製造会社等があれば、その会社名、完成予定時期及び銘柄等及び現在国産されていない理由（例えば、原材料がない事実、技術的に困難な点、その理由、販路が少ないため製作していない場合には、その経済的理由等）

を記載する。

(3) 特殊事情による場合

数種の物品から構成されている装置等の一構成部品に係る確認申請であって、部品そのものは国産品の方が優れているが、装置としての性能では、申請物品を使用したときの方が優っている場合には、その詳細等を記載する。